

# 荒川区体育協会 規約

## 第 1 章 総 則

### ( 名 称 )

第 1 条 本会は荒川区体育協会という。

### ( 事 務 所 )

第 2 条 本会の事務所を荒川区教育委員会 社会体育課内に置く。

### ( 目 的 )

第 3 条 本会は東京都荒川区における体育運動を振興して区民の体育向上を図り、スポーツ精神を涵養し、もって社会文化の向上発展に寄与し併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的とする。

### ( 事 業 )

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 区民の体育向上とスポーツ精神を涵養するため、その根本方針を審議確立すること。
2. 体育運動に関し、荒川区、財団法人東京都体育協会、その他の機関の施策に協力すること。
3. 加盟団体の強化発展並びにスポーツ少年団の育成に関すること。
4. 体育大会、講習会、スポーツテストその他体育運動に関する各種事業の実施及び援助すること。
5. 体育運動施設の計画及び設置に関すること。
6. 体育運動の宣伝、啓発、指導及び奨励を図ること。
7. 体育運動に関する研究・調査をすること。
8. その他の目的を達成するため必要な事業。

## 第 2 章 組 織

### ( 加 盟 団 体 )

- 第 5 条
1. 本会に加盟した団体を加盟団体とする。
  2. 荒川区の区域を構成範囲として結成された体育団体で、加盟申込みのあったものは理事会の議決を経て、加盟団体とすることができる。
  3. 本会に加盟する団体は、3年以上の活動実績と収支をとまなうものとする。

4. 加盟団体は毎年度所定の分担金を納入しなければならない。
5. 加盟団体は毎年度収支予算・決算並びに事業計画・同報告を書面をもって期日までに報告しなければならない。
6. 加盟団体が前項に規定する資格を失ったときは、理事会の決議を経て脱会させる。
7. 加盟団体が、5項の規定に反したときは、補助金を減額する。

第 6 条 本会は理事と評議員をもって構成する。

第 7 条 理事・評議員は、加盟団体より各1名宛選出する。

### 第 3 章 役員・評議員

#### (役員の種類と定数)

第 8 条 本会には次の役員を置く。

1. 名誉会長. 1名
2. 理事20名以上. 35名以内（うち会長1名・副会長若干名・理事長1名・副理事長若干名・常任理事若干名）
3. 会計2名・監事2名

#### (役員を選出と任務)

第 9 条 1. 会長・名誉会長は理事・評議員で推戴する。

2. 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。

第 10 条 1. 副会長は理事・評議員で推戴し、会長が委嘱する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、あらかじめ指名された副会長がその職務を代行する。

第 11 条 1. 会計及び監事は理事・評議員会で選出し、会長が委嘱する。

2. 会計は本会の会計経理を統轄し、監事は民法第59条の職務を行う。

第 12 条 1. 理事長及び副理事長（若干名）は、理事会で互選し、会長が委嘱する。

2. 理事長及び副理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務を遂行する。

3. 正副理事長・事務局長及び監事の選出団体は、新たに理事を補充選出をする。

第 13 条 1. 常任理事は理事会で互選し、会長が委嘱する。有給とすることができる。

2. 常任理事は本会の常務を執行する。

第 14 条 理事は理事会を組織して、本会の業務を決議し、執行する。

- 第 15 条
1. 本会の役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。
  2. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
  3. 役員はその任期満了後でも、後任者の就任までの職務を行う。
  4. 役員は、本会の役員にふさわしくない行為のあった場合又は特別の事由があった場合には、その任期中といえども評議員会及び理事会の決議によりこれを解任することができる。
- 第 16 条
1. 会長は理事会の承認を得て顧問、参与及び常任相談役を委嘱することができる。
  2. 顧問及び参与は本会の重要事項について諮問に応ずる。
  3. 常任相談役は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第 17 条
1. 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。
  2. 事務局には事務局長その他必要な職員を置くことができる。
  3. 事務局職員は有給にすることができる。

## 第 4 章 会 議

### (機関の種類)

- 第 18 条 本会に次の会議をおく
1. 定期総会
  2. 臨時総会
  3. 常任理事会
  4. 理事会
  5. 評議員会

### (総 会)

- 第 19 条 総会は本会の最高決議機関であり、役員・理事・評議員をもって構成し、会長が召集する。

### (総会の種類)

- 第 20 条
1. 定期総会は年 1 回開催する。
  2. 次の場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。
    - ① 理事会が開催の必要を認めたとき。
    - ② 会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき。

### (成立の要件)

- 第 21 条 総会は過半数の出席(委任状を含む)により成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。

## (委 任 状)

第 22条 総会に欠席のときは、委任状をもって可とする。

## (付 議 事 項)

第 23条 総会では、次の事項を審議し決定しなければならない。

1. 事業報告、会計報告
2. 事業計画
3. 予 算
4. 役員改選
5. その他

## (理 事 会)

第 24条 理事会は本会の運営事項等全般について業務を執行する。

第 25条 1. 理事会は必要に応じ理事長が招集する。ただし理事現在数3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。  
2. 会議の議長は理事長とする。

第 26条 1. 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、議決することができない。  
2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (評 議 員 会)

第 27条 1. 本会の理事・評議員会は毎年2回会長が招集する。ただし会長が必要と認めた場合、又は評議員現在数3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、招集しなければならない。  
2. 理事・評議員合同の会議の議長は会長とする。  
すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名なつ印のうえこれを保存する。

## 第 5 章 財 務

## (資 産)

第 28条 本会の資産は次にとおりとする。

1. 本会の財産目録記載の財産
2. 事業に伴う収入
3. 加盟団体分担金、補助金及び寄付金品

4. 普通会費・特別会費
5. その他の収入

#### (監 査)

第 29 条 本会の業務及び収支は、事業報告と収支決算書を作成のうえ毎年 1 回監査において、事業監査、収支監査を受けなければならない。

#### (会 計 年 度)

第 30 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

### 第 6 章 財 務 委 員 会

第 31 条 本会に財務委員会を設けることができる。

第 32 条 財務委員会は理事会の議を経て、本規約第 4 条の事業に必要な資金を調達しその保管にあたる。

第 33 条 委員会はその所管する事項に関しては決定及び実施の権限を有する。ただし委員会の機構及び事業の根本方針については、理事会の承認を得なければならない。

### 第 7 章 スポーツ少年団本部

第 34 条

1. 本会には区少年団本部を設けることができる。
2. 本部を構成する役員及びその構成並びに運営方針については、理事会の決議を経て別に定める。

### 第 8 章 各 種 委 員 会

第 35 条

1. 本会には事業遂行上必要と認めた場合、各委員会をおくことができる。
2. 委員会を構成する委員及び委員会の構成並びに運営方針について理事会の決議を経て別に定める。

### 第 9 章 規 約 の 変 更 並 び に 解 散

第 36 条 本会の規約は理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

第 37 条 本会は理事現在数及び評議員現在数おのおの 4 分の 3 以上の同意を得て解

散することができる。

## 第10章 補 則

第 38条 この規約施行についての細則は理事会の決議を経て別に定める。

第 39条 本規約は昭和54年4月1日から施行する。

平成元年5月12日一部改正をする。

平成16年4月27日一部改正する。

### 『細 則』

荒川区体育協会「細則」を次のとおり定める。

荒川区体育協会規約第28条中「特別会費」は、特別会員1口（年額10,000）

以上、普通会費は加盟団体毎年度年額10,000円とする。